

静岡県告示第928号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、静岡市において平成21年3月27日付け県公報第2073号告示第321号、平成25年3月29日付け県公報第2484号告示第323号、平成26年3月28日付け県公報第2586号告示第301号及び第303号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和3年12月21日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

松富一丁目A土砂災害警戒区域 松富一丁目A土砂災害特別警戒区域
蕨野上ノ山土砂災害警戒区域 蕨野上ノ山土砂災害特別警戒区域
飯間山ノ根B土砂災害警戒区域 飯間山ノ根B土砂災害特別警戒区域
羽鳥七丁目L土砂災害警戒区域 羽鳥七丁目L土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第929号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、静岡市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和3年12月21日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

松富一丁目A土砂災害警戒区域 松富一丁目A土砂災害特別警戒区域
蕨野上ノ山土砂災害警戒区域 蕨野上ノ山土砂災害特別警戒区域
飯間山ノ根B土砂災害警戒区域 飯間山ノ根B土砂災害特別警戒区域
羽鳥七丁目L土砂災害警戒区域 羽鳥七丁目L土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県静岡土木事務所及び静岡市役所建設局土木部建設政策課に備え置いて縦覧に供する。）